



この経験がきっと力になる

ボランティア休暇制度を導入しましょう



地域貢献活動、社会貢献活動、自然・環境保護活動、
災害復興支援活動などのボランティア活動への関心が高まっています。
従業員が国内外を問わず積極的にボランティア活動に参加できるよう、
年次有給休暇の取得促進に加えて、特別休暇制度の導入が求められています。

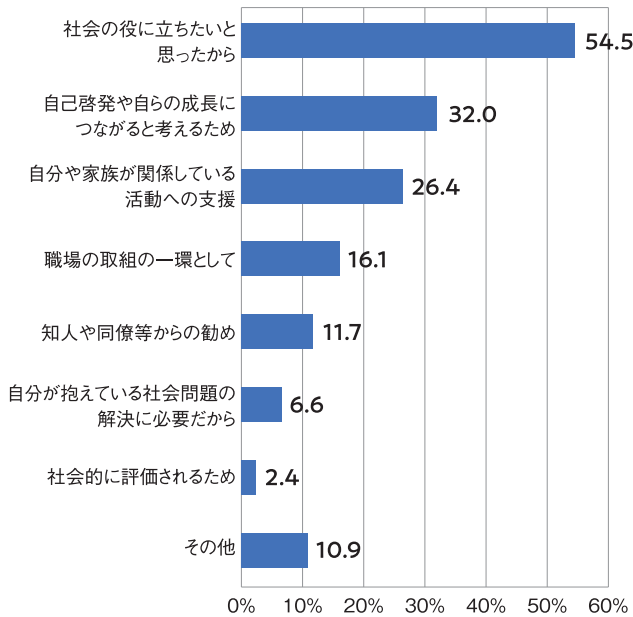
ボランティア休暇制度を導入しませんか？



近年、地域貢献活動、社会貢献活動、自然・環境保護活動、災害復興支援活動などのボランティア活動への関心が高まっていますが、一方で、参加の妨げとなる要因として、参加する時間がないなどの時間的制約が大きな課題となっています。このため、年次有給休暇の取得促進とともに、従業員が積極的にボランティア活動に参加できるよう、情報提供等の支援を行うだけでなく、ボランティア休暇制度の導入が求められています。

ボランティア活動の参加理由

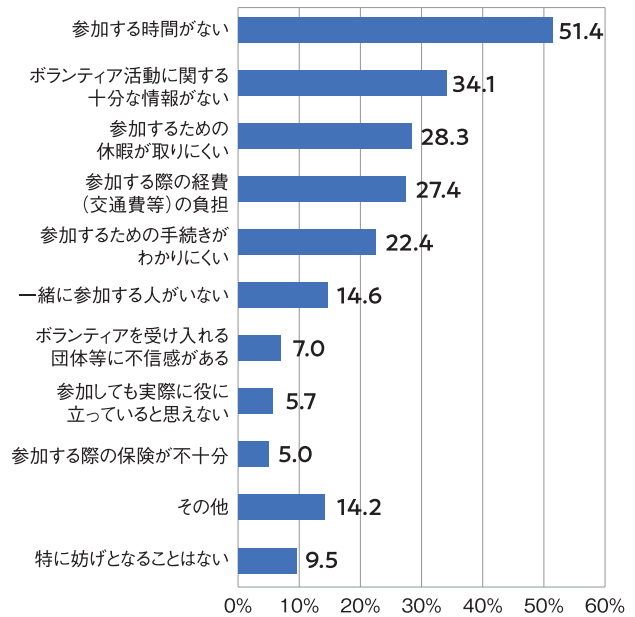
(n=497) (複数回答、不明を除く)



※対象：2018年の1年間でボランティア活動を「したことがある」と回答した人
出典：内閣府「令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

ボランティア活動への参加の妨げとなる要因

(n=2,997) (複数回答、不明を除く)



ボランティア休暇制度の導入のメリット

ボランティア活動がもたらす効果は、従業員のみならず、企業にとっても大きなものと考えられます。ボランティア休暇制度を導入し、従業員のボランティア活動への参加を会社として支援することで、以下のようなメリット・効果が期待できます。

積極的な社会貢献活動による、企業イメージの向上

東日本大震災以来、従業員のボランティア活動を企業の社会的責任としてとらえ、支援する企業が増えています。こうした活動が、企業のイメージアップにつながります。

人材の育成

社内外のネットワーク構築、社会参加による人的成長のみならず、ボランティア活動を通じて実務能力の向上やコミュニケーション力、リーダーシップの向上も期待できます。海外でのボランティア活動では語学力の向上等も期待でき、グローバル人材の育成にもつながります。

会社への帰属意識の醸成及び貢献意欲の高まり

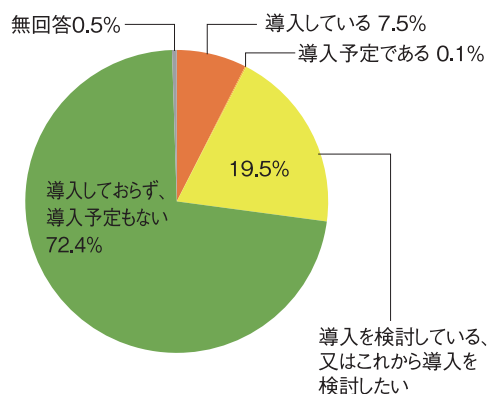
企業の制度を利用したボランティア活動により、会社の一員として胸を張って活動することで、社員のモチベーションが向上します。

ボランティア休暇制度の導入状況

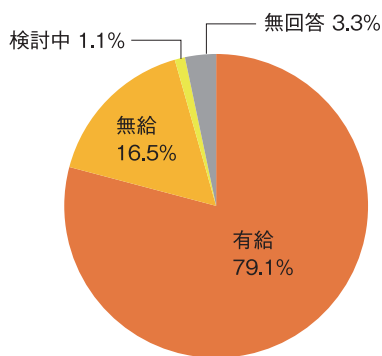


ボランティア休暇については、7.5%の企業で導入されており、導入予定、又は導入を検討している企業は約2割となっています。ボランティア休暇の導入に当たっては、8割近くの企業が有給での休暇を導入、検討しています。

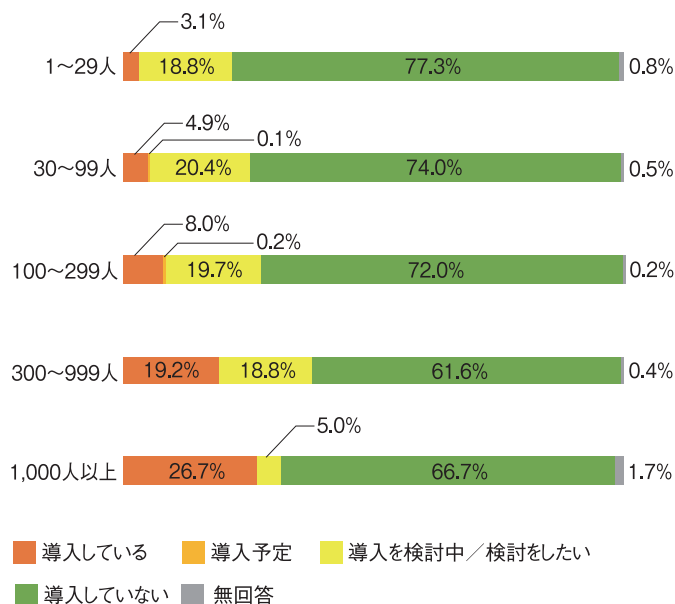
ボランティア休暇制度の導入状況 (N=2,397)



有給・無給 (N=182)



ボランティア休暇制度の導入状況(企業規模別) (N=2,388)



出典：令和2年度「[仕事と生活の調和]の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」

ボランティア休暇制度を導入している企業をご紹介します



株式会社アシックス

事業内容：製造業 従業員数：8,904名(2020年12月末時点、連結)

ボランティア休暇は、創業理念である「スポーツによる青少年の育成を通じた社会発展への貢献」に寄与するために導入。ボランティア休暇を活用し、青少年を対象としたスポーツ教室や地域のスポーツイベントの支援等に取り組んでいる。

SCSK株式会社

事業内容：情報通信業 従業員数：13,979名(2020年3月31日時点、連結)

福祉活動、災害救援活動やドナー活動等、社会貢献を目的とした活動を対象にボランティア休暇制度を導入。

株式会社高島屋

事業内容：百貨店業 従業員数：13,619名(2020年2月末時点、連結)

地域社会に貢献する活動への参加を促す目的でボランティア休暇制度を導入。さらに「一粒のぶどう基金」を通じて、環境保全や地域貢献、福祉・介護といったさまざまな従業員のボランティア活動を支援。

株式会社ボーダレス・ジャパン

事業内容：サービス業(ソーシャルビジネス) 従業員数：438名(2020年12月31日時点)

「困っている人の力になりたい」という従業員の思いを応援する形で自然災害等、緊急度の高いボランティアのために利用できるボランティア休暇制度を導入。活動先までの交通費や保険料を会社負担としている。

(ボランティア休暇)

第〇条 ボランティア休暇の対象となるボランティア活動は、日本国内で行われる次の各号に掲げるものとする。

- ①地域貢献活動
- ②社会貢献活動
- ③自然・環境保護活動
- ④災害復興支援活動

2 ボランティア休暇制度を利用して休暇を申請できる者は、すべての社員とする。

ただし、休職期間中の者、育児休業中又は介護休業中の者その他休業中の者は対象とならないものとする。

3 ボランティア休暇の取得申請は、開始予定日の1か月前までに、会社指定の様式により行い、許可を得る必要がある。

4 ボランティア休暇の取得日数は、1年間で最大〇日とし、有給とする。

5 ボランティア休暇取得後は、速やかに会社指定の様式によりボランティア活動に関する結果報告を行うものとする。

働き方・休み方改善ポータルサイトをご活用ください!

厚生労働省が運営する「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、ボランティア休暇をはじめ、特別休暇制度に関連する参考資料、他社の取組事例、就業規則の記載例等を紹介しています。是非ご活用ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方



特別休暇制度に関する情報はこちら

- 特別休暇制度導入事例集を掲載しています。
- 特別休暇制度を導入している企業の事例を業種別、規模別、休暇制度別に検索できます。

